**一般社団法人日本小児外科学会バナー広告規程**

令和2年７月

第１条【総則】

広告を掲載依頼する企業及び団体（以下甲という）と一般社団法人日本小児外科学会（以下乙という）とは、本規程に基づき、お互い誠意ある関係をもつ。

第２条【規程の有効性】

甲は、掲載サイトとなることを希望する際、本規程を承諾することを確認後、申し込むことができる。甲及び乙は、甲の掲載サイト申し込みがあった時点で、本規程が有効であることを確認する。

第３条【広告配信の拒否】

甲が掲載を申し込んだサイトが下記に該当する等、掲載サイトとしてふさわしくないと乙が判断した場合、乙は広告掲載を承諾しないことがある。

1. 責任の所在が不明確なもの。
2. 社会秩序を乱すような表現、暴力、性的描写・不快感を与えるもの。
3. 知的所有権を侵害しているもの。
4. 違法な内容を含むもの。
5. パスワードなどにより、一般に公開されていないもの。
6. 公序良俗に反するもの。
7. 乙に不利益をもたらす恐れのあるもの。
8. その他、乙が広告掲載に不適切だと判断したもの。

第４条【バナー広告の改変】

甲は、乙の配布した広告表示用のHTML コードを改変してはならない。但し、乙が別途改変許可を規定している時、あるいは、乙が甲に許可を与えた時は、その限りでない。

第５条【バナー広告の掲載】

広告の掲載場所については乙が指定するものとする。

第６条【広告掲載停止の権利】

甲が本規程及び条件に違反した場合、乙は、事前に通告することなく、広告掲載を停止することができる。

第７条【免責事項】

乙は、乙のサービスに関して発生した甲の損害について、一切の賠償の責を負わない。

第８条【規程の変更】

乙は、甲の事前の承諾なしに、変更を行なうことができるものとする。変更後の規程も、甲と乙の間の一切の関係に適用されるものとする。

第９条【規程の有効期間】

本規程は、甲が乙の配信する広告を表示する限り、有効であるものとする。

第10 条【登録内容の変更】

甲は、広告掲載サイトの登録内容に変更があった場合、直ちに変更内容を乙に連絡しなければならない。

第11 条【準拠法】

本規程は、日本国の諸法令に準拠するものとする。

附則

1. 本学会学術集会、関連する学術集会および本学会に直接関連する国際学会についてはバナー広告を無料で申し込むことができる。
2. 本学会員が全国的な学会および研究会を主催する団体の責任者である場合は、規定の料金にてバナー広告を申し込むことができる。
3. 原稿規程
4. ファイル形式：　 JPG、PNG、GIF のいずれかを作成。
5. バナーサイズ：　 左右220pix ×天地50pix
6. ファイルサイズ： 10KB（10,240 バイト）未満を厳守
7. アンダーテキストは設定できません。
8. 掲載料:

料金 １バナー広告あたり　　100,000 円／年